

イノベーション創出人材の実践的養成・活用プログラム

—長期インターンシップ派遣—

2019 年度 募集要項

(第二次募集)

(山口大学版)



文部科学省 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業
次世代研究者育成プログラム

未来を拓く地方協奏プラットフォーム

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/hiraku/>

1. プログラムの概要と長期インターンシップ派遣の趣旨

イノベーション創出人材の実践的養成・活用プログラム*1では、理工農系、医療系、人文社会系の枠組みにとらわれず、若手研究者が異なる領域にも果敢に挑戦し、社会を変革する意識と情熱を持った人材を育てることを目指します。その一環として、若手研究者が実際の企業や社会の課題解決に貢献しつつ、実践的な能力の養成とキャリアオプションの拡大を図ることを目的*2として、長期インターンシップ派遣制度を設けています。

*1 イノベーション創出人材の実践的養成・活用プログラムについては、(別紙 1)「未来を拓く 地方協奏プラットフォーム 概要」を参照ください。

*2 本インターンシップでは、若手研究者のこれまでの経験、研究活動、キャリアプランなどを踏まえて、特に不足していると思われる経験や能力の獲得を促すことで、アカデミア以外の多様な場で活躍できる人材の養成を目指します。

2. 長期インターンシップの募集対象

(代表実施機関)広島大学、(共同実施機関)山口大学、徳島大学、(連携機関)岡山大学、島根大学、鳥取大学、愛媛大学、香川大学、高知大学、鳴門教育大学、岐阜大学、国立遺伝学研究所、県立広島大学、広島市立大学、高知工科大学、広島国際大学、立命館大学に在籍中の博士課程(博士課程前期を除く。)の学生あるいは博士課程(博士課程前期を除く。)修了後5年程度以内の任期付研究者。 ※ 博士後期課程を単位取得退学し、現在、本学の研究生等であるものを含む。

3. 長期インターンシップの募集人数

機関全体で18名程度(うち若干名程度を女性優先枠とする。)の募集とし、山口大学としては2名程度を募集します。

4. 長期インターンシップの内容

(1) 派遣先：国内外の民間企業、公的機関、非営利団体、国際機関、初等・中等教育開発機関
※事業の趣旨に鑑み、外国籍の方の海外派遣は行わないものとします。

(2) 派遣期間：1ヶ月程度以上

(3) 実習内容：インターンシップにおけるOJTのほか、事前研修、事後研修を行います。

5. 応募方法

(1) 受入先リストをご覧頂き、関心のある方は「8.問合せ・応募先」までご連絡ください。

山口大学の担当者との面談をした上で、広島大学に希望者があったことを報告します。

広島大学からの連絡により、山口大学から受入先に問合せを行います。

次項(2)の提出書類をもとに山口大学担当者との面談した後、受入先に提出していただきます。

(2) 提出書類

① 応募申請書(所定の様式)

② 派遣先が指定する場合は、その申請書類

③ 指導教員からの推薦書(所定の様式)

(3) 募集期間：2019年12月24日（火）～ 2020年2月14日（金）

6. 選考方法

提出書類に基づき、派遣先が選考します。

※【日本国内でかつ山口県外の受入先限定】

受入先の要望により、受入決定の判断をするために、面談が必要となった場合で、かつ、受入先から面談に要する交通費等の支給が無い場合に限り、1往復分の交通費実費を山口大学が負担します。

7. 待遇

派遣先の定めるところによる。（別紙：募集企業リストを参照）

※【日本国内でかつ山口県外の受入先限定】

派遣先の条件によっては、山口大学又は居所から派遣先までの交通費等に相当する支給が無い場合もあることから、本学が必要と認めた場合に限り、1往復分の交通費実費を山口大学が負担します。

8. 問合せ先・提出先

〒753-8511 山口県山口市吉田 1677-1

山口大学大学研究推進機構研究推進戦略部 URA 室 コンソーシアム担当

（吉田キャンパス 共通教育棟 2階）

Tel : 083-933-5255

E-mail : conso@yamaguchi-u.ac.jp

9. その他

- (1) 本プログラムの参加者には、次に掲げる養成科目を積極的に受講していただくよう推奨しています。
 - ・コンソーシアム事業として開催するトランスファラブルスキル養成講座
 - ・コンソーシアム事業として開催する若手研究者技術シーズ発表会における発表
 - ・コンソーシアム事業として開催する企業セミナー
- (2) 山口大学より「イノベーション創出人材研修生（コンソーシアム研修生）」として、認定書を交付します。
- (3) 本件に関して上記以外に手続き等が発生した場合は、山口大学の担当者の指示に従い、行ってください。
- (4) 山口大学における費用負担等は山口大学の規則等に基づき実施します。